破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１９９号
福島県会津若松市山鹿町６番44号
破産者　藤本洋一こと　徐　　景浩
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
長野県安曇野市堀金烏川3128番地１
破産者　三枝　久美
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２２号
奈良県香芝市下田西４丁目192番地の１　レオパレスグリーンエイジ104号、前住所奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目13番17―103号
破産者　佐々木　優
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
奈良県葛城市南花内269番地27
破産者　松田　健作
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
奈良県香芝市北今市７丁目367番地の９、前住所大阪府柏原市堂島町２番17―402号
破産者　中島　雅信
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
奈良県大和高田市池田604―24、開始決定時の住所奈良県橿原市光陽町12番地の４
破産者　渡邊　泰佑
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
奈良県橿原市西池尻町330番地の１　グランドゥール廣田101号、前住所奈良県橿原市光陽町12番地の４
破産者　渡邊　明美
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
奈良県磯城郡田原本町大字千代141番地
破産者　松本　覚志
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
奈良県大和高田市南本町６番６号
破産者　糸永　茂美
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
奈良県大和高田市日之出町19番29―５号、前住所奈良県大和高田市神楽３丁目７番27号
破産者　望月　　彰
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
奈良県大和高田市日之出町19番29―５号、前住所奈良県大和高田市神楽３丁目７番27号
破産者　望月　繁子
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
奈良県香芝市良福寺263―１　ドルチェナカタ403、住民票上の住所奈良県大和高田市田井新町９番18―205号
破産者　額田　悦子
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
奈良県橿原市曽我町670番地の１　藤井ハイツ103号、前住所奈良県大和高田市大字奥田450番地
破産者　井学　典之
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９号
奈良県橿原市中曽司町391番地の11、前住所奈良県北葛城郡河合町池部３丁目６番12号
破産者　松本　義隆
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市上之園町８番地３　シャングリラロイヤルシティ上之園402号
破産者　菊永　正一
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４５３号
茨城県土浦市富士崎１丁目１番13―1010号　ダイアパレス土浦
破産者　髙岡　　恵
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１０号
埼玉県上尾市井戸木４丁目５番地12
破産者　林　　洋子
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―321
破産者　冨田　義信
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係